運営規程
（障害者総合支援法）

すこやかヘルパーステーション

（事業の目的）

第１条　有限会社やすらぎ（以下「事業者」という。）が設置する、すこやかヘルパーステーション（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護（以下「指定居宅介護」という。）、重度訪問介護（以下「指定重度訪問介護」という。）、同行援護（以下「指定同行援護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護（以下「指定居宅介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、障害者、障害児（以下、「利用者等」という。）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の意思決定の支援に配慮するように努め、利用者等の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った指定居宅介護等の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所は、利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

２　事業所は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において当該利用者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者等の外出に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとする。

３　指定居宅介護等の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な指定居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。

４　指定居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。

５　前四項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）、「沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成 25 年沖縄県条例第 29 号）及び「沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成 25 年沖縄県条例第 31 号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定居宅介護等を実施するものとする。

（事業の運営）

第３条　指定居宅介護等の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第４条　指定居宅介護等を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名称　　すこやかヘルパーステーション

（２）所在地　沖縄県宮古島市伊良部字長浜 1321

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第５条　事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（１）管理者　１名（常勤職員）

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護等の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（２）サービス提供責任者　常勤職員１名以上

サービス提供責任者は、次の業務を行う。

（ア）利用者等の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等（以下、提供するサービスが指定居宅介護にあっては「居宅介護計画」、指定重度訪問介護にあっては「重度訪問介護計画」、指定同行援護にあっては「同行援護計画」という。）を記載した書面（以下、提供するサービスが指定居宅介護にあっては「居宅介護計画書」、指定重度訪問介護にあっては「重度訪問介護計画書」、指定同行援護にあっては「同行援護計画書」という。）を作成する。作成後は、遅滞なく利用者等及びその家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画書、重度訪問介護計画書、同行援護計画書又は行動援護計画書を交付するとともに、利用者に対して相談支援を行う相談支援事業者へ交付しなければならない。

（イ）サービス等個別支援計画を作成する場合には、利用者の意思決定及び支援に配慮するよう努め、利用者自らが意思の決定が困難を抱える場合にはその意思、選好並びに判断能力等について丁寧に把握するよう努めるものとする。

（ウ）個別支援会議等を開催する場合には、可能な限り利用者本人を参加させ、利用者の生活に対する意向等を改めて確認する。

（エ）居宅介護計画、重度訪問介護計画、同行援護計画又は行動援護計画（以下「居宅介護計画等」という。）の作成後において、当該居宅介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画等の変更を行う。

（オ）事業所に対する指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理、利用者への意思決定支援の実施のため

の助言指導等を行う。

（カ） モニタリングに際しては、モニタリング結果の相談支援事業者への交付や、サービス担当者会議に出席する等の方法により相談支援事業者との連携を図る

（キ） 利用者の意思に反する異性介助がなされないよう、利用者の意向を把握するとともに本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるものとする

（３）従業者　常勤換算　２．５名以上

従業者は、居宅介護計画等に基づき指定居宅介護等の提供に当たる。

（営業日及び営業時間等）

第６条　事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　月曜日から日曜日までとする。ただし、１２月３１日から１月２日までを除く。

（２）営業時間　８時から１７時までとする。

（３）サービス提供日　月曜日から日曜日までとする。

（４）サービス提供時間　午前６時から午後９時までとする。

２　前項の営業日及び営業時間のほか､電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

３　サービスの提供にあたっては、第１項の（３）及び（４）に関わらず、利用者等からの相談に応じるものとする。

（指定居宅介護等を提供する主たる対象者）

第７条　指定居宅介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

（１）身体障害者（18 歳未満の者を除く）

（２）知的障害者（18 歳未満の者を除く）

（３）障害児（18 歳未満の身体に障害のある児童及び 18 歳未満の知的障害のある児童）

（４）精神障害者（18 歳未満の者を含む）

（５）難病患者等（18 歳未満の者を除く）

２　指定重度訪問介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

（１）身体障害者（18 歳未満の者を除く）

（２）障害児（18 歳未満の身体に障害のある児童のみ）

３　指定同行援護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

（１）視覚障害を有する身体障害者（18 歳未満の者を除く）

（２）視覚障害を有する障害児（18 歳未満の身体に障害のある児童のみ）

（指定居宅介護等の内容）

第８条　事業所で行う指定居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

（１）居宅介護計画等の作成

（２）身体介護に関する内容

ア　食事の介護

イ　排せつの介護

ウ　衣類着脱の介護

エ　入浴の介護

オ　身体の清拭、洗髪

カ　通院等介助（（３）の事業として実施する通院等のための乗車又は降車の介助を除く。）

キ　その他必要な身体の介護

（３）通院等のための乗車又は降車の介助

通院等の介助について、本事業所の従業者が自ら運転して通院等を支援する。

（４）家事援助に関する内容

ア　調理

イ　衣類の洗濯、補修

ウ　住居等の掃除、整理整頓

エ　生活必需品の買い物

オ　関係機関との連絡

カ　その他必要な家事

（５）重度訪問介護に関する内容

入浴、排せつ、及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助

（６）同行援護に関する内容

ア　移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）

イ　移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護

ウ　排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

（７）前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

（２）から（６）に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言。

（利用者及び障害児の保護者から受領する費用の額等）

第９条　指定居宅介護等を提供した際には、利用者及び障害児の保護者から当該指定居宅介護等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

２　法定代理受領を行わない場合、利用者からから法第 29 条第３項の規定により算定された介護給付費（又は訓練等給付費）の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供

した居宅介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

３　第１項から第３項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者及び障害児の保護者に対し交付するものとする。

（利用者負担額等に係る管理）

第１０条　事業所は、利用者及び障害児の保護者の依頼を受けて、当該利用者等が同一の月に指定障害福祉サービス及び指定施設支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該利用者等が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第 29 条第 3 項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「令」という。）第 17 条第 1 項に規定する負担上限月額、又は令第 21 条第 1 項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者等及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第１１条　通常の事業の実施地域は、宮古島市但し、大神島は除く。

（緊急時及び事故発生時等における対応方法）

第１２条　現に指定居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

２　主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

３　指定居宅介護等の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者や利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

４　事故の状況及び事故に際して採った措置について、記録しなければならない。

５　指定居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

（苦情解決）

第１３条　提供した指定居宅介護等に関する利用者等及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

２　事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、苦情内容等を記録しなければならない。

３　提供した指定居宅介護等に関し、法第 10 条第 1 項又は法第 48 条第 1 項の規定により市町村が、また、法第 11 条第２項又は法第 48 条第 1 項の規定により沖縄県知事が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等及びその家族からの苦情に関して市町村又は沖縄県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は沖縄県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

４　社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

運営適正化委員会　所在地　沖縄県那覇市首里石嶺町 4-373-1
沖縄県総合福祉センター東棟 2 階
連絡先　098-882-5704
FAX　098-882-5714

（個人情報の保護）

第１４条　事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

２　職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。

３　職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

４　事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第１５条　事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

（１）虐待防止に関する責任者の選定及び設置

（２）成年後見制度の利用支援

（３）苦情解決体制の整備

（４）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
（５）虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底

（職場におけるハラスメントの防止）
第１６条
事業者は、適切なサービスの提供を確保し、従業者が安心して就業できる環境を整備するため、職場におけるセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントその他のハラスメントの防止に必要な措置を講ずるものとする。
２　事業者は、利用者、家族その他の関係者からの言動のうち、その要求内容の妥当性に照らして、その手段又は態様が社会通念上許容される範囲を超え、従業者の就業環境を害するもの（以下「カスタマーハラスメント」という。）の防止及び適切な対応のため、必要な体制を整備する。
３　事業者は、ハラスメント防止に関する方針を明確にし、従業者への周知・啓発及び必要な研修を行うとともに、相談に対応するための窓口を設置する。
４　ハラスメントが発生した場合は、速やかに事実関係を確認し、被害を受けた従業者への配慮、行為者への適切な対応及び再発防止に必要な措置を講ずるものとする。また、相談者その他関係者のプライバシーを保護し、相談又は事実確認への協力等を理由として不利益な取扱いを行わない。
５　利用者又は家族等によるカスタマーハラスメントが確認された場合は、利用者の心身の状態、認知症、疾病、障害その他の特性及び背景事情に十分配慮した上で、複数の従業者による対応、対応方法の変更、関係機関との連携その他従業者の安全確保及び適切なサービス提供の継続に必要な措置を講ずるものとする。
６　暴力、脅迫その他従業者の身体又は生命に危険が及ぶおそれがある場合は、従業者の安全を最優先とし、必要に応じて行政、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、医療機関、警察その他の関係機関と連携して対応するものとする。

（業務継続計画の策定等）
第１７条　事業所は、感染症や非常災害時の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
（１）業務継続計画を策定及び従業員への周知徹底
（２）業務継続計画に基づいた従業員への定期的な研修・訓練の実施（年１回以上）
（３）業務改善計画の定期的な見直し

（身体拘束等の禁止）

第１８条　事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わない。なお、緊急やむを得ない場合とは、切迫性、非代替性、一時性の三つの要件を全て満たす場合とする。

２　事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

３　事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

（１）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底

（２）身体拘束等の適正化のための指針の整備

（３）従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

（職場環境の確保）

第１９条　事業所は、利用者へ適切なサービスの提供を確保するため従業者の就業環境が事業所あるいは利用者及びその家族などから害されることを防止するために、次の措置を講ずるものとする。

（１）被害防止のための指針の整備と従業者への周知・啓発

（２）相談体制の整備・相談窓口の設置及び従業者への周知

（衛生管理の徹底）

第２０条　事業所は、従業者の清潔保持及び健康状態の管理、設備と
備品等を衛生的な管理のため次の措置を講ずるものとする。

（１）感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会
（以下「感染対策委員会」）の設置及び専任の感染対策担当者の配置

（２）感染症対策委員会（テレビ電話装置等活用して行うこともできる。）の定期的な実施（６月に１回以上）及び委員会での検討結果についての従業員への周知徹底

（３）感染症の予防及びまん延防止のための指針の策定

（４）発生時の事業所内の連絡体制及び関係医療機関への連絡体制の構築

（５）事業者へ感染症の予防及びまん延防止のための定期的研修（年１回以上）の開催

（その他運営に関する重要事項）

第２１条　事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

（１）採用時研修　採用後３カ月以内

（２）継続研修　年６回

２　事業所は運営規程の概要等を利用者のサービスの選択のために見やすい場所に掲示するものとする。

３　事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

４　事業所は、利用者等に対する指定居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護等を提供した日から５年間保存するものとする。

（１）提供したサービス内容の記録

（２）居宅介護計画

（３）緊急やむを得ない場合に行った身体拘束等の記録

（４）虐待防止委員会における対応状況等の記録

（５）苦情内容等の記録

（６）事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（７）利用者等に関する市町村への通知に係る記録

５　事業所は、指定居宅介護等の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。

６　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（当日キャンセルについて）

第２２条　当日キャンセルはやむを得ない理由を除き利用者都合による場合は以下のキャンセル料を請求するものとする。

1ｈ　1,500 円　　30 分　750 円　　20 分未満　375 円

附　則

この規程は、平成２６年５月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成３０年３月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年１月１日から施行する。

附　則
この規程は、令和２年５月１日から施行する。

附　則
この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則
この規程は、令和６年１０月１日から施行する。

附　則
この規程は、令和６年１１月１日から施行する。

附　則
この規程は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

附　則
この規程は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。

附　則
この規程は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。

附　則
この規程は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

附　則
この規程は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。